

保存期間：10年

資料	2
----	---

最近の国税不服審判所の運営

国税不服審判所事務運営の見直し

スローガン

適正な裁決と迅速な審理を実現するため、堅実な審判所事務運営に機動性と効率性を加えよう。

【機動性】とは、受身、待ちの調査・審理ではなく、積極的・能動的な調査・審理を実現しようとするもの。

【効率性】とは、内部事務の簡素合理化、メリハリのついた事務処理を実現しようとするもの。

具体的目標

原則 1 年以内処理態勢の確立を図る

国税不服審判所における不服審査は、原則 1 年以内に処理する。

ただし、国税不服審判所は「納税者の正当な権利利益の救済機関」であり、納税者の理にかなった主張が続く限り途中で主張を打ち切ったりすることがあってはならない。

また、国税不服審判所は、迅速な審理と適正な裁決を両立させなければならない。そのためには、充実した調査・審理を行い、事実関係を正確に把握した上、法令を正しく適用して適正な裁決をする必要がある。

幹のしっかりとした骨太な裁決をめざす

- ・ 簡潔、明瞭、論理明快な裁決。
- ・ 裁決の根拠となった資料をコンパクトに整理。

適正かつ迅速な裁決のための具体的施策

1 早期・的確な争点整理

- (1) 「争点整理表」の活用
- (2) 「早期・積極的な面談」

2 適時・適切な職権調査の実施

3 納得の得られる裁決書の作成

審査請求人及び原処分庁とより頻繁・密接に接触することにより、納得の得られる、簡潔かつわかりやすい裁決書を作成する。

4 適切な事前、事後の進行管理

モデル処理期間により適切に進行管理を行うとともに、裁決に要した期間中の調査・審理の方法が適切であったかどうか検証する。

5 支部事務運営の改善

事件配付の方法に柔軟性を加えるなど支部事務運営を改善する。

国税庁における実績の評価の目標

業績目標1-2-4：納税者の正当な権利利益の救済を図るため、
不服申立て等に適正・迅速に対応します。

審査請求

国税不服審判所は、審査請求人と処分を行った行政庁（税務署や国税局など）の双方から事実関係や主張を聞き、どのようなことが争点となっているのかを主な審理事項とし、必要があれば自ら調査を行って、公平な第三者的立場で審理した上で裁決を行います。

この審査請求に当たって適正かつ迅速な処理に努めます。

【業績指標 1-18 「審査請求」の1年以内の処理件数割合】 (単位：%)

会計年度	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度目標値
処理件数割合	48.9	54.6	56.9	65.5	80程度

(出典：平成16事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画)

(参考) 最近の審査請求事件の発生、処理及び未済の状況

		12	13	14	15
		会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
発生		3,401	2,908	2,812	3,435
処理	1年以内 (1年以内処理割合)	1,500 (48.9%)	1,796 (54.6%)	1,932 (56.9%)	2,426 (65.5%)
	1年超	1,566	1,493	1,462	1,280
	計	3,066	3,289	3,394	3,706
未済	1年以内	2,764	2,194	2,085	2,315
	1年超 (1年超未済割合)	1,204 (30.3%)	1,393 (38.8%)	920 (30.6%)	419 (15.3%)
	計	3,968	3,587	3,005	2,734

争点整理表

審査請求人 総代 A ほか 2 名

原処分庁 J 税務署長

1 争われている原処分

平成 15 年 1 月 7 日付でされた平成 13 年 1 月 27 日相続開始に係る相続税（以下「本件相続税」という。）の重加算税の各賦課決定処分（平成 15 年 11 月 11 日付でされた変更決定処分後のもの。以下「本件各賦課決定処分」という。）。

2 争いのない事実

- (1) 平成 13 年 1 月 27 日に死亡した D（以下「被相続人」という。）の共同相続人は、審査請求人である A（被相続人の次女）、B（被相続人の長女）及び C（被相続人の三女）（以下、これらを併せて「請求人ら」という。）並びに E（被相続人の長男）及び F（被相続人の次男）の 5 名である。
- (2) F は、平成 13 年 1 月 11 日に、G 銀行 g 支店の被相続人名義の定期預金 2 口を解約し、解約金額 64,426,370 円のうち 44,426,370 円を同日付で同行 h 支店の F 名義の普通預金口座 10000 に、残額 20,000,000 円を同支店の F の妻である K 名義の普通預金口座 20000 に入金した。
- (3) F は、平成 13 年 1 月 11 日に、L 農業協同組合 i 支店の被相続人名義の定期貯金 4 口を解約し、解約金額 52,622,082 円を同日付で同支店の F 名義の普通預金口座 30000 に入金した。
- (4) F は、平成 13 年 1 月 11 日に、M 信用金庫 j 支店の被相続人名義の貯蓄預金口座を解約し、解約金額 87,548,074 円を同日付で同支店の F 名義の貯蓄預金口座 40000 に入金した。
- (5) F は、平成 13 年 1 月 11 日に、N 銀行 支店の被相続人名義の定期預金 2 口を解約し、解約金額 20,548,748 円のうち 20,548,013 円を

同日付でM信用金庫 j 支店の F 名義の貯蓄預金口座 40000に入金した。

(6) F は、平成13年1月17日に、上記(2)のG銀行 h 支店の K 名義の普通預金口座 20000から20,000,000円を出金した。

(7) F は、平成13年1月19日に、L 農業協同組合 i 支店の被相続人名義の普通貯金口座を解約し、解約金額2,435,218円を出金した。

(8) F は、平成13年1月23日に、被相続人名義の郵便局の定額貯金2口を解約し、解約金額5,359,355円を平成13年3月頃共同相続人5人で分配した。

(9) 請求人ら、E 及び F は、本件相続税について、法定申告期限までに共同で申告した。

(10) 請求人ら、E 及び F は、平成14年12月9日に本件相続税について、共同で修正申告書を提出した。

(11) 本件各賦課決定処分において、重加算税の対象とされた申告漏れの相続財産は次表のとおりである（次表に掲げる財産のうち上記(8)に係る部分を除いた相続財産を、以下「本件相続財産」という。）。

番号	種類	所在場所等		価額
1	預貯金	G 銀行 h 支店	普通預金 10000(F 名義)	44,426,370 円
2	預貯金	L 農業協同組合 i 支店	普通貯金 30000(F 名義)	52,622,082
3	預貯金	M 信用金庫 j 支店	貯蓄預金 40000(F 名義)	108,096,087
4	現金	県 市 町 -		27,794,573

3 争点

F が行った本件相続財産の隠匿行為を、請求人らが行った行為と同一視し、請求人らに重加算税を賦課決定することができるか否か。

4 争点に対する当事者双方の主張

原処分庁の主張	請求人らの主張
<p>1 請求人らは、相続財産の把握をFに任せており、相続税の申告手続きに関して事実上の委任があったものと認められる。</p> <p>2 請求人らから委任を受けたFが行った本件相続財産の隠匿は、請求人らが行った行為と同視することができ、当該隠匿行為は請求人らが隠ぺい又は偽装したことに当たり、重加算税の賦課決定処分は相当である。</p>	<p>1 Fから提示された相続財産を信じて相続税の申告をしたことをもって、相続税の申告手続きをFに委任したと解するのは相当ではない。</p> <p>原処分庁が、相続財産の分割のやり直しを認めたことは、相続税の申告手続きに関して、請求人らがFに対する事実上の委任がなかったことを認めていると解するべきである。</p> <p>2 本件相続財産は、相続開始前にFが隠匿していたものであり、請求人らは、本件相続財産の存在を了知していないのであるから、請求人らが隠ぺい又は偽装したことには当たらず、重加算税の賦課決定処分は取り消すべきである。</p> <p>なお、上記2の(8)に係る申告漏れ財産(現金 5,359,355 円)に対する重加算税の賦課決定処分については、請求人らは争わない。</p>